

八雲町防災士資格取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八雲町の地域防災力の向上を図るため、防災士資格を取得しようとする者に対して、予算の範囲内で交付する八雲町防災士資格取得費補助金（以下「補助金」という。）に関し、八雲町補助金等交付規則（平成17年八雲町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者又は勤務する者であつて、令和8年4月1日以降に防災士資格を取得した者（機構の認証登録日に基づくものとする。）
- (2) 防災士資格取得後、町内会、自主防災組織、消防団及び町等と協働して防災力向上のための活動を継続して実施する意思がある者
- (3) 町内の防災訓練又は防災研修会をはじめとした訓練及び研修等に参画し、地域の防災リーダーとして自主防災組織等の運営に寄与する意思がある者
- (4) 北海道地域防災マスターの認定がされている者
- (5) やくも防災ネットワークに属している者
- (6) 町税等を滞納していない者
- (7) 防災士資格取得に関し、他の財政的支援を受けていない者又は受ける予定でない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 機構が認証した研修機関による研修講座の受講料
- (2) 前号の講座の受講に必要な教本の購入費
- (3) 防災士資格取得試験受験料
- (4) 防災士認証登録申請料
- (5) その他町長が必要と認める経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、町の予算の範囲内において、前条に規定する経費の合計額とし、1人につき63,800円を限度とする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、防災士認証登録を受けた日の属する会計年度の3月末日までに、八雲町防災士資格取得費補助金交付

申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状又は防災士証の写し
 - (2) 第4条に掲げる補助対象経費の支払を証明する書類
 - (3) 誓約書（様式第2号）
 - (4) 北海道地域防災マスター認定証の写し（既に道ホームページで公表されている者は除く。）
 - (5) 町内での勤務実態を証明する書類（町外居住者に限る。）
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、八雲町防災士資格取得費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付しない決定をしたときは、八雲町防災士資格取得費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条第1項の規定による通知をしたときは、第6条の規定により提出された請求書に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消及び返還）

第9条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、申請者に対して補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、町長が必要と認めたとき。

（補助金の交付を受けた者の責務）

第10条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動及び町が実施する防災に関する施策に協力する責務を有するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。